

議案等件名（令和2年第2回定例会）

専決処分	6件（補正予算4件、条例の一部改正2件）
予算案	3件（補正予算3件）
条例案	5件（一部改正5件）
一般議案	1件（工事請負契約1件）
諮問	1件（審査請求1件）

計 16件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第1号））（令和2年4月21日）
- 2 専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第2号））（令和2年4月28日）
- 3 専決処分について（令和2年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号））（令和2年4月28日）
- 4 専決処分について（令和2年度千葉市一般会計補正予算（第3号））（令和2年5月8日）
- 5 専決処分について（千葉市国民健康保険条例の一部改正）（令和2年4月28日）
（保健福祉局 医療衛生部 健康保険課）

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給することとしたもの

- (1) 対象者
被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- (2) 支給期間
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- (3) 支給額
直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×労務に服することができない日数
- (4) 適用期間
R2.1.1から規則で定める日までの間に支給が開始となる者について、療養のためその労務に服することができない期間（最大1年6月）
- (5) 施行期日 公布の日

- 6 専決処分について(千葉市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)(令和2年5月22日) (保健福祉局 医療衛生部 健康保険課)

新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療の被保険者である被用者等に対する傷病手当金の受付事務を定めることとしたもの

- (1) 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、後期高齢者医療の被保険者である被用者に対して傷病手当金を支給することとされたことから、本市における傷病手当金の支給申請書の受付事務を定める。
(2) 施行期日 公布の日

(予 算 案)

- 1 令和2年度千葉市一般会計補正予算(第4号)
- 2 令和2年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和2年度千葉市病院事業会計補正予算(第1号)

(条 例 案)

- 1 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業の財源に活用するため、市長及び副市長の給料について減額措置を実施する。

- (1) 減額措置の内容
令和2年7月分の給料について、30%の減額(市長については、R3.3.31まで実施している5%の減額措置適用後の給料から減額を行う。)とする。
(2) 施行期日 R2.7.1

2 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

児童相談所に勤務する職員の相談等業務手当の額を引き上げるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る感染症作業手当を支給することとする。

- (1) 児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善のため、児童相談所相談等業務手当の額を引き上げる。
 - ・ 手当の額(日額) 180円 → 1,000円
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う対象業務(※)に従事した職員に、感染症作業手当を支給することとする。
 - (※)主な対象業務の例
新型コロナウイルス感染症の感染者又は感染の疑いがある者の輸送、軽症患者・無症状感染者が療養する宿泊施設等でこれらの者に接しての作業
 - ・ 手当の額(勤務1回につき)
3,000円(感染者若しくは感染の疑いがある者の身体に直接接触して行う作業等の場合は、4,000円)
- (3) 施行期日 公布の日((1)についてはR2. 4. 1から、(2)についてはR2. 1. 27から適用)

3 千葉市市税条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の訂正期間を定めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 徴収猶予の特例に係る申請書等の訂正期間
新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難である事業者等に対し地方税の徴収を猶予する特例が設けられ、当該特例に係る申請書等の訂正の期間を条例で定めることとされたことから、当該期間を20日とする。
- (2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の課税標準の特例措置の拡充
特例措置の対象となる設備投資に追加された一定の事業用家屋及び構築物について、最初の3年度分につき課税標準の特例割合を零とする。(R3. 3. 31までの取得分に適用)
- (3) 軽自動車税環境性能割に係る税率の特例措置の延長
一定の燃費基準等を満たした乗用(自家用)の軽自動車に係る軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置をR3. 3. 31まで延長する。(現行は、R2. 9. 30まで)
- (4) 施行期日 公布の日
- (5) 法改正 R2. 4. 30施行

4 千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (都市局 建築部 建築指導課)

幕張新都心住宅地区の地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域を条例の適用範囲に加えるほか、所要の改正を行う。

(1) 幕張新都心住宅地区地区整備計画(C街区)の追加

ア 適用区域

千葉市美浜区打瀬3丁目の一部(約0.5ha)

イ 主な制限

地区の名称	建築物の用途の制限(建築してはならないもの)	建築物の高さの最高限度
C街区	住宅、自動車教習所、ホテル又は旅館、工場、畜舎、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、集会場(葬儀を行うもの)、墓地、納骨堂、性風俗特殊営業・電話異性紹介営業の用に供するもの	15m

(2) 蘇我副都心臨海地区地区整備計画の変更

「C-1ゾーン」及び「C-2ゾーン」を、賑わいの形成に重点を置いた土地利用を図るため、「Cゾーン」として統合し、「C-1ゾーン」及び「C-2ゾーン」で建てられる用途のいずれも建築できることとする。

(3) 施行期日 公布の日

5 千葉市都市公園条例の一部改正について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

昭和の森の球技場及び庭球場の管理を指定管理者に行わせる。

(1) 昭和の森の球技場及び庭球場の指定管理者制度の導入

ア 昭和の森の球技場及び庭球場の管理を指定管理者に行わせることとする。(球技場、庭球場及びフォレストビレッジを除く昭和の森全域については、R2.4.1から公募による指定管理者制度を導入)

・施設の概要

(ア) 球技場 1面(両翼92m、センター120m)

(イ) 庭球場 8面(オールウェザー)

イ 利用料金の上限額(一般料金の場合)

(ア) 球技場(2時間につき) 1,290円

(イ) 庭球場(2時間につき) 630円

(2) 施行期日 R3.4.1(指定管理者の指定の手続については、公布の日)

(一 般 議 案)

1 工事請負契約について(千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事)
(教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課)

施工場所	若葉区千城台北1丁目4番1号
工事概要	(1)校舎棟 内外部改修工一式 (2)屋内運動場棟 内外部改修工一式
契約方法	制限付一般競争入札
契約金額	379,500,000円
工 期	契約締結日の翌日から240日間
請 負 者	株式会社山田工務所

- (1) 千城台わかば小学校は、R2.4に旧千城台北小学校と旧千城台西小学校を統合し、新設された。同校は旧千城台北小学校の校舎等を使用することとしているため、大規模改造工事を施工するもの(工事完了までの間は、旧千城台西小学校の校舎等を暫定使用)
- (2) 施設の構造・規模
 - ア 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建(延床面積4,621.70㎡)※増築部分を含む
 - イ 屋内運動場棟 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建(延床面積784.64㎡)
- (3) 工事内容
 - ア 校舎棟
内外部改修 外壁・内壁・床改修、トイレ改修、エレベーター設置(増築)、給食室改修(一部増築)、バリアフリー改修
 - イ 屋内運動場棟
内外部改修 屋根塗装、外壁改修、床張替、トイレ改修
- (4) 供用開始 R3.4(予定)

(諮 問)

1 退職手当に関する処分についての審査請求について

(総務局 総務部 政策法務課)

退職手当に関する処分の取消しを求める審査請求を棄却することについて、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、諮問する。

(1) 審査請求人 中央区在住者

(2) 審査請求年月日 R元. 10. 11

(3) 事案の概要

審査請求人が、窓口対応で知り合った市民の依頼に応じ、審査請求人等名義で使用するかのよう装って携帯電話等の契約をしたこと等により、懲戒免職処分を受けたことを理由として、千葉市長が請求人に対し、千葉市職員退職手当支給条例に基づく一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求を提起したもの。